

教育講演 2

子どもの権利

山口 亮子 (山梨大学教育人間科学部)

はじめに

人権とは生まれながらにして人に備わっているものであるが、この人権は18世紀の欧米の革命時によく「発見」されたもの、とされている。発見後、人は少しずつそれを育てて来たが、当初、法的な人権の享有主体は白人成人男性に限定されており、奴隷や女性、子どもの権利が誕生するのは20世紀まで待たなければならなかった。これらの権利の成立が遅れたのは、特に女性や子どもは、男性や親による保護の対象と観念づけられ、保護の客体と権利の主体は両立しないと考えられてきたからである。その後、女性は保護を超えて権利を主張し、今や一人の人間として権利を行使する人権の主体であることに異議を唱える者はいない。これに対して子どもの権利の主体性については、今でも議論なしに承認されているわけではない。なぜなら、子どもは未成熟であり、保護と権利の両立をどのようにとらえるべきかについて、解明されない議論が続いているからである。

本稿では、子どもとは何であるのかを明らかにしていくことで、子どもの保護と権利の両立について考え、さらに1989年に国連で採択された「子どもの権利条約」を素材として、日本の子どもの権利状況を検討していきたい。

I. 子どもの定義

子どもとは何かについて、学説上次の考え方が示されている¹⁾。それは一つに、子どもは人間である、ということである。したがって子どもも、戦後初めてわが国に人権をもたらした日

本国憲法で定める基本的な権利の享有主体であると言える。

次に、子どもは子どもである。しかし、過去の歴史の中では、子どもは小さな大人と観念されていた時代があり、子どもは安い労働力とみなされ、教育の機会も与えられていなかった。不幸なことに現代でもまだそのような観念を持つ国も存在しているため、「子どもの権利条約」は、必要な医療や保健サービスを利用する権利の確保、初等教育の義務化、経済的搾取および有害労働からの保護を締約国に求め子ども特有の権利を盛り込んでいる。

そして、子どもとは成長・発達し、やがて大人になる存在である。したがって、子どもには成長発達権が必要であることが「子どもの権利条約」で明らかにされた。子どもが成長・発達できるように必要なものは、社会生活において子どもが個人として尊重され、子どもが人間として無視されないことである。そのためには、子どもに意見を表明する権利が与えられなければならない。子どもの意見表明権を定める「子どもの権利条約」第12条が、当条約の最重要な条文の一つとされる所以である。

しかしここで、子どもの権利と子どもの自己決定権とを結びつけて考えるべきではないことを指摘しておかなければならない。自己決定権という権利は非常に高度なものであり、大人でさえ自分がどのような進路を取るべきなのか、どのような治療をすべきかあるいはしないのか、常に迷い失敗しながら選択して生活している。人が自己決定時に躊躇を伴うのは、その責任も自分で負わなければならないからである。

なお、大人は自己決定を必ずしも一人で行っているわけではない。他者と語り、専門家の意見を聞きながら、さまざまなプロセスを経て、時には人に選んでもらうこともあるであろう。自己決定は人間にすぐに備わる能力ではなく、育てられていくものなのである。したがって、その重い権利を、ましてや自らの思いや考えに耳を傾けられていない子どもに与えさえすれば、子どもの権利を尊重したことになる、というのは大きな誤解である。子どもは子どもであり、成長発達段階にあるという定義から考えると、子どもには自己決定権自体ではなく、それができる大人に成長するために意見表明権が与えられることこそが重要なのである。子どもには一人で放り出される自己決定権ではなく、自らの思いを無視されず、その叫びを聞いてもらい、話し合いのテーブルにつくという権利が必要なのである。

II. 日本における「子どもの権利条約」の意義

「子どもの権利条約」は1989年に国連で採択され、日本は1994年に158番目の批准国となった。日本政府は当初、これは主に第三諸国における子どもの生存的権利を保障するための権利を定めているものと認識していたために、批准が遅れた。しかし、本条約はそのような物理的な権利保障だけを目的としていたわけではない。子どもの意見表明権がこの条約の精神的権利の最重要規定ということからも分かる通り、この条約は子どもが人として脇に追いやられず、無視されない存在であることを保障するものである。そしてまさに、精神的に抑圧され、声を奪われている日本の子ども達に対してこそ、この保障は必要なものである。

III. 国連が認定した日本の子どもの状況

本条約は、批准した締約国がこの条約を遵守しているか、あるいは自国で広報活動を通して権利の確保に努めているかを国連で定期的に審査することをその条文で義務づけている。審査するのは世界各国から選出された18名の権利委員であり、締約国は批准後2年以内、その後は5年ごとにこの権利委員会に国内状況を報告し、審査を受けなければならない。そして国連

の委員会は審査した所見を述べ、勧告書を出す。日本はこれまで2回審査を受け、1998年と2004年に勧告を出されている。国連の委員が世界的に普遍的な権利に鑑みて、日本の子どもをどのように見ているか、その勧告書を読むことで日本の子どもを巡る状況を見ていこう。

権利委員会はこれまでに特に次の事実を把握している。

- ① 子ども達が高度に競争的な教育制度のストレスにさらされ、その結果として余暇、運動、休息の時間が欠如していることにより発達障害にさらされている²⁾。
- ② 青少年の間にストレスや鬱を含む精神的感情的障害が多く見られる³⁾。
- ③ 若者の自殺率が高い水準にある⁴⁾。

まず委員会は、日本において学歴偏重社会が存在していることを踏まえ、それを懸念している。良い学校へ行って良い大学を出て良い就職をするというレールのうえで、子ども達が喘いでいることは、今や世界も認める周知の事実である。現代のこの重圧に耐えきれず非行を起こしたり、親を殺したり、あるいは友達をいじめたり、自殺をしたりする子ども達が後を絶たない。競争的な過度のストレスがそれらの原因の一つとなっていることが指摘できる。

- ④ 学校における暴力の頻度および程度、特に体罰が幅広く行われていること、および生徒間のいじめの事例が多数存在する⁵⁾。
- ⑤ 児童虐待の予防に関し包括的かつ多分野に亘った戦略が欠如し、訴追件数が少数である⁶⁾。

体罰は法律において禁止されているにも拘わらず、教育、しつけという名の下に、子ども達は家庭でも学校でも依然として暴力にさらされている。止むことのない学校における生徒間のいじめや権利侵害と大人による心身の暴力との因果関係を明らかにしていかなければならない。日本国はその防止プログラムを考案するよう、権利委員会から第1回目の審査で勧告されているが、2回目の審査でも十分にフォローされていないことが指摘され、再度勧告を出されている。

- ⑥ 法制度が婚外子を差別し、女兒、障害のある児童、アメラジアン、韓国・朝鮮人、

被差別部落民, アイヌや他の少数民族の子どもおよび移民労働者の子どもに対する社会的差別が現存している⁷⁾。

婚姻外に生まれた子どもは法律上, 相続分が差別されている。この非嫡出子差別は長年裁判で違憲の主張が繰り返されてきたが, 最高裁判所は合憲判決を出し, 民法も改正されるに至っていない。当条約批准後, 諸外国が早々に同様の立法を改正しているのと反して, わが国の政府の無関心さは何に起因しているのか民法学者の間においても理解不可能である。法律がこのような無関心さを示すために, 社会的な差別が解消されないのも無理はない。

しかし問題であるのは, これらの窮状が子どもの口から直接語られていないということである。あるいは, 社会が子どもの声に耳を貸していない, ということである。

IV. 子どもの権利保障に必要なもの

ある研究者は, 意見表明権とは「一人の人間主体として尊重され, ひとりぼっちになるのではなく, 人間関係を形成し, そのままで認めあえる人間関係を通して, 今の自分を生き, 成長発達することを実現する権利⁸⁾」であると解釈しているが, 特に日本の子どもの権利保障に必要なものは, 「子どもの権利条約」12条が定める意見表明権である。そして, 国連の子どもの権利委員会は, 2004年の勧告書のなかで, 子どもの意見表明について次のように勧告している。

「依然として子どもに対する社会の旧来の指摘によって, 彼らの意見の尊重が, 家庭, 学校, その他の施設, そして社会全体において制限されている。委員会は, 締約国に対し, 条約12条に鑑み,

- (a) 子どもの意見の尊重を促進し, 家庭, 裁判所, 行政組織, 施設および学校において, 子どもに影響を及ぼすすべての事項や政策策定への子どもの参加を円滑にすること, また子どもがこの権利を認識するよう確保すること,
- (b) 子どもの意見の尊重に関する子どもの権利および子どもに影響を及ぼす事項への子どもの参加についての教育面の情報を特に

親, 教育者, 政府職員, 司法官, そして社会全体に提供すること,

- (c) 子どもの意見がどの程度政策に反映されているか, および政策や計画, そして子ども自身への影響について定期的に検証すること,
- (d) 子どもが学校およびその他の教育機関, 余暇その他の子どもの活動のための施設における施策を決定する理事会, 委員会, およびその他の集団に定期的に参加することを確保すること, を勧告する⁹⁾。」

具体的に検討していこう。学校の中は, あたかも自分の欲求を殺し, 意見を表明できないように訓練され, 育てる場と化しつつある¹⁰⁾と指摘されている通り, なかでも厳しい校則により子どもの声が奪われている。なぜそのような校則が必要なのか, 説明もないまま, 子どもの意見も聞かないまま, ただ押しつけている状況は, おそらく子どもたちを支配するための道具としての役目を果たしているのであろう。子どもの進学についても, 成績により振り分けられているのが現状であり, 家庭でも進路について十分に子どもの意思が表明されているだろうか。また, いじめが問題となっている昨今, 子どもはそのいじめを誰かに相談すべきとする主張がよくなされているが, 子どもが自らのことを語る訓練, あるいは主張する場がこれまで与えられてきたであろうか。また, それに耳を傾けるべき教員や親の間にどれほど子どもとの関係性を築いている者がいるであろうか。

司法においては, 親が離婚する場合や児童虐待の場合, 子どもの意思や証言が無視されてはならない。しかし, 子どもの年齢によってはその聴き方にも注意が必要であり, 短絡的かつ直接的な意見聴取により子どもが親を選ぶという負担を課すべきではないとされており, 諸外国では子どもの行動学, 心理学に精通している専門家が間接的な方法を用いて, 子どもの意思を観察, 調査することが求められていたり, 弁護士などの代理人が子どもの意思も含めて子どもの法的利益を代理するよう, すでに司法の中で工夫を行っている¹¹⁾。わが国でも早急な工夫と行動が必要である。

少年司法においては特に発言し, 主張したい

ことが多くあるのではなからうか。少年非行のなかには、社会や大人からの抑圧により言葉を奪われたが故に、言葉による主張の代わりに、行動によって示した事件が多く見受けられる。したがってこのとき子どもには、子どもの側に立つ代理人を通して適切に意見が聞かれる権利が必要である。

医療についてはどうであろうか。基本的に親が子どもの利益を代理すると推定されており、親が子どもの医療を決定する機会が多いが、親の決定が子どもの意見、あるいは利益に反する場合は想定されているであろうか。特に宗教が関わる場合は問題である。また、勧告では、「18歳未満の子どもが、親の同意なしでも医学的カウンセリングや情報にアクセスできる方法制度を改正すること¹²⁾」と指摘されており、これについて諸外国ではすでに制度が構築され始めている。わが国の医学会ではどのような議論がなされているであろうか¹³⁾。

V. さいごに

従来、「権利を与えることは責任も与えることである」という定義のもと、子どもに権利を与えることを控え、あるいは権利の対価として責任を負わせることが議論されていた。しかしもはやそのような一元的な議論からは脱却すべき時期を迎えている。子どもとは何か、という議論の中からは、子どもを大人と同一視すべきではなく、権利と責任をセットで考えるべきではないことが導かれるはずである。また、権利の内容を考察することで、責任を伴った自己決定権という権利ではなく、関係性の中から醸成される意見表明権こそが子どもに求められているということが分かる。このように、子どもの

権利を考えるにあたっては、子どもとは何か、権利とは何かについて、あるいはこの社会における子どもの現状とは如何なるものか、というところから検証する必要がある。そしてこの議論は法律ひとりだけではなく、学際的な研究が重要であり、かつ社会が一体となって進めていくことが求められている。

注

- 1) 堀尾輝久「「子ども」の発見と子どもの権利一人権思想の流れのなかで」三上昭彦他編『子どもの権利条約実践ハンドブック』（労働旬報社、1995年）10頁。
- 2) CRC/C/15/Add. 90, 22 (1998).
- 3) CRC/C/15/Add. 231, 45 (2004).
- 4) Id., at 47.
- 5) CRC/C/15/Add. 90, 24 (1998).
- 6) CRC/C/15/Add. 231, 37 (2004).
- 7) CRC/C/15/Add. 231, 24 (2004).
- 8) 福田雅章「人間の尊厳の権利化」『日本の社会文化構造と人権』（明石書店、2002年）53頁。
- 9) CRC/C/15/Add. 231, 27 (2004).
- 10) 福田・前掲注51頁。
- 11) 山口亮子「アメリカにおける子どもの代理人制度—監護権訴訟と子どもの保護手続の場合—」判例タイムズ1208号（2006年）33頁。
- 12) CRC/C/15/Add. 231, 46 (b) (2004).
- 13) 「国立大学付属病院における診療情報の提供等に関する指針（ガイドライン）第2版」（平成18年1月）では、診療記録の開示者として、「満15歳以上の未成年者については、疾病の内容によっては患者本人のみの請求を認めることができる」としており、評価できる。